

汚泥肥料等分析について

株式会社サイエンス
静岡市葵区瀬名中央1-7-55
電話：054-261-8212
FAX：054-262-3798
E-mail：science@vcs.wbs.ne.jp
http://www.science-c.co.jp

汚泥肥料等を扱う場合は、農林水産大臣への登録が必要になります。（平成 11 年 7 月 28 日公布法律第 111 号）

◎ これらの肥料を生産・流通させるに当たって制限となる事柄

1. 対象となる肥料の種類及び含有を規制されることとなる有害成分の種類

対象となる肥料の種類	有害成分の種類（含有を許される最大量：%）
①下水汚泥肥料	ひ素 (0.005)
②し尿系汚泥肥料	カドミウム (0.0005)
③工業汚泥肥料	水銀 (0.0002)
④混合汚泥肥料	ニッケル (0.03)
⑤汚泥発酵肥料	クロム (0.05)
⑥焼成汚泥肥料	鉛 (0.01)
⑦水産副産物発酵肥料	ひ素 (0.005) カドミウム (0.0005) 水銀 (0.0002)
⑧硫黄及びその化合物	ひ素 (0.005)

(注) 汚泥等を原料として使用する場合には、すべて上記の肥料に分類されます。

2. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和 48 年総理府令第 5 号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。
（アルキル水銀化合物、六価クロム化合物等 23 物質に関する溶出試験）
3. 植害試験の調査を受け、害が認められないものであること。
4. 上記肥料を生産または輸入するものは、生産業者保証票または輸入業者保証票を容器または包装の外部に付すことが必要となります。

〈 表示例 〉

◎ 1 に挙げる肥料の場合

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号
肥料の種類	下水汚泥肥料
肥料の種類	おでい1号
原料の種類	下水汚泥、木質系残さ
正味重量	20kg
生産した年月	平成21年8月
生産者の氏名又は名称及び住所	株式会社〇〇〇 静岡県静岡市〇〇〇
生産した事業所の名称及び住所	□□□下水処理場 静岡県静岡市□□□
主要な成分の含有量	
窒素全量	5.4 (%)
りん酸全量	4.5 (%)
加里全量	3.5 (%)
銅全量	360 (mg/kg)
亜鉛全量	980 (mg/kg)
石灰全量	5.4 (%)
炭素窒素比	15

◎ たい肥、家畜又は家きんのふんについての品質表示

肥料取締法に基づく表示	
肥料の種類	たい肥
肥料の種類	豚ふんたい肥1号
届出を受理した都道府県	東京都 12肥飼検肥〇〇〇号
生産者の氏名又は名称及び住所	株式会社〇〇〇 静岡県静岡市〇〇〇
正味重量	20kg (30リットル)
生産した年月	平成21年8月
主要な成分の含有量 (現物又は乾物あたり)	
窒素全量	5.4 (%)
りん酸全量	4.5 (%)
加里全量	3.5 (%)
銅全量	360 (mg/kg)
亜鉛全量	980 (mg/kg)
石灰全量	5.4 (%)
炭素窒素比	15
水分 (上記乾物中の含有量記載時)	
原料	
牛ふん、鶏ふん、わら類、木しつ系残さ	
備考：生産段階における原料の使用重量割合の大きい順	

(注) 「主要な成分の含有量等」の表示値については、各成分ごとに一定の許容範囲が設けられています。